



学術論文等の オープンアクセス化の推進

Masaki NOGUCHI **野口雅貴** 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
政策調査員 (統合戦略担当)

Shinichi AKAIKE **赤池伸一** 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
参事官 (統合戦略担当)



野口雅貴



赤池伸一

はじめに

公的資金によって生み出された論文や研究データの研究成果は国民に広く還元されるべきものであるが、その流通はグローバルな学術出版社等 (以下「学術プラットフォーム」という) の影響を大きく受けており、購読料および論文のオープンアクセス掲載公開料 (APC : Article Processing Charge) の高騰が進んでいる。このため、学術雑誌の購読や論文の出版という学術研究の根幹に係る大学、研究者等の費用負担を増大させ、研究コミュニティの自律性を損なう等の悪影響をもたらす可能性がある。また、学術プラットフォームとの契約内容によっては、自らが著者である学術論文等であっても利用には制限がある場合も多い。これらの状況を踏まえ、我が国の研究活動の発信力を高めるとともに、研究者が、自らの研究成果を自由にかつ広く公開・共有し、国民が広くその知的資産にアクセスできる環境の構築が必要である。

現在の学術出版に関する市場動向

大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) や文部科学省の調査によれば、現在、学術プラットフォームの上位3社で国内の海外ジャーナル購読費の約5割を占めている。また、電子ジャーナル購読料は9年間で1.3倍の高騰が見られ、APCはこの11年間で8.3倍に増加している。通常、購読料は大学の図書館費から支払われることが多く、また、APCは各研究者の研究費から支払われることが多いため、統一的な対応が難しいのが現状である。

海外の有名雑誌では100万円を超えるAPCの支払いを求められる場合もあり、少額の研究費を受給する研究者、特に若手研究者の研究費を圧迫する懸念がある。

現状では購読料およびAPCともに上昇が続いているが、これに対応するため、購読料とAPCを一体的に扱う契約形態 (転換契約) が各国で導入されつつあり、日本でもいくつかの大学のコンソーシアムと学術プラットフォームの合意に基づき、契約が行われている。

国内外の政策動向

学術情報流通における課題への対応については、欧米が先行しており、様々な取り組みが行われてきた。米国では、NIHから資金提供をした研究成果にリポジトリ (PubMed Central[®] (PMC)) 上で掲載を義務づける等の措置がとられてきたが、2022年8月に米国科学技術政策局 (OSTP : Office of Science and Technology Policy) から発表された方針^{*1}は連邦政府機関からの資金提供を受けた出版物や根拠データへのアクセスが遅くとも2025年末までにエンバーゴ (公開禁止期間) なく可能となるよう方針を更新することを連邦政府機関に求めている。

日本においても、以前からJUSTICEによる学術プラットフォームとの交渉や、各資金配分機関によるオープンアクセスの推奨は漸次的に行われてきたほか、日本学術会議が2020年に学術情報流通における課題への対応に関する提言を公表するとともに、科学技術・学術審議会情報委員会の下に設置されたジャーナル問題検討部会は、2021年に報告書を取りまとめている。

また、2023年5月のG7広島サミットやG7仙台科学技術大臣会合においても、オープンアクセスを含むオープンサイエンスが主要議題として取り上げられた。

こうした動きの中で、「統合イノベーション戦略

^{*1} OSTP 「MEMORANDUM FOR THE HEADS OF EXECUTIVE DEPARTMENTS AND AGENCIES, Ensuring Free, Immediate, and Equitable Access to Federally Funded Research」

2023」(令和5年6月9日閣議決定)においては、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」ことが盛り込まれた。

これを受け、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員が2023年10月に取りまとめた「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」では、学術論文および根拠データの即時オープンアクセスを実現するための理念として、

- ・第1に、公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元するとともに、その共有・公開を通じて自由な利活用を図り、科学技術、イノベーションの創出および地球規模課題の解決に貢献すること。
- ・第2に、大学および大学共同利用機関(以下「大学等」という)における利用可能な雑誌数や論文発表数を減らすことなく、かつ、研究活動に負の影響を与えないこと、我が国全体での購読料およびAPCを含む経済的負担を適正化すること。
- ・第3に、我が国の研究力を踏まえた世界に対する研究成果の発信力の向上を図ること。

を国の方針に盛り込むべきであるとしている。

これらの理念を尊重し、2024年2月に統合イノベーション戦略推進会議において「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(以下「基本方針」という)を国の方針として決定した。

また、基本方針の実施にあたり、2024年2月に「『学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針』の実施にあたっての具体的方策」(以下「具体的方策」という)が関係府省の申し合わせにより取り決められたが、その中で「引き続き協議が必要」とされていた事項について、関係者間の検討結果を踏まえ、8月に具体的方策の改正案を公表した^{*2}。

文部科学省においても、大学等による研究成果(学術論文・研究データ等)の管理公開に関する体制の充実・強化を図り、産業界等にも開かれた知へのアクセスを担保することで、研究成果の発信力を強化し、我が国の競争力を高めることを目的とした「オープンアクセス加速化事業」により、研究成果のオープンアクセスを促進する取り組みを進めている。

「基本方針」および「具体的方策」の概要

基本方針および具体的方策では、即時オープンアクセスの実施について、2025年度から新たに公募を行う

^{*2} 第2回オープンサイエンス関係府省連絡・連携会議 資料2(令和6年7月30日)

^{*3} 内閣府「研究DX」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>)

即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者(法人を含む)(以下「受給者」という)に対し、該当する競争的研究費による学術論文および根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づけることとしている。ここでいう、機関リポジトリ等の情報基盤とは、国立情報学研究所のNII Research Data Cloud上で学術論文および根拠データが検索可能となるものである。

また、即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は学術論文を主たる成果とするものとして、科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業(一部事業を除く)および創発的研究支援事業としている。

学術プラットフォームとの交渉についても、「大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援し、交渉の取り組みを通じて研究コミュニティの経済的負担の適正化を図る」としており、国としても、交渉に係る国内外動向の調査や大規模研究大学の理事・副学長・図書館長等と交渉方針に関する共通認識等を確認する場の設定を行うなど、集団交渉に向けた支援を進めている。

さらに、具体的方策の改正案では、「引き続き協議が必要」とされていた事項について、受給者は研究成果の発表にあたっては即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとした上で、即時オープンアクセスの実施が困難な場合の対応、機関リポジトリ等の情報基盤への掲載、オープンアクセスの実施状況の把握等について具体的に記載している。

おわりに

基本方針の実施に向けては、アカデミアを含む現場の関係者の理解が不可欠と考えている。内閣府としても各所で講演等を行うほか、本年4月および8月には一般公開でオンライン説明会を行っており、4日間で延べ約3100名の方に聴講いただいた。

今後も説明会等を行っていくほか、オープンアクセスを含むオープンサイエンス政策の動向については、内閣府のウェブサイトですぐに公表することで周知を図ることとしており、先述の説明会資料もウェブサイトで公表している^{*3}。また、今後公表される即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度の募集要項も確認いただきたい。

© 2024 The Chemical Society of Japan

ここに載せた論説は、日本化学会の論説委員会が依頼した執筆者によるもので、文責は基本的には執筆者にあります。日本化学会では、この内容が当会にとって重要な意見として掲載するものです。ご意見、ご感想を下記へお寄せ下さい。
論説委員会 E-mail: ronsetsu@chemistry.or.jp